

立川市一般職職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の公布による。

立川市一般職職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

立川市一般職職員特殊勤務手当支給条例（平成8年立川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）第10条の2第2項の規定に基づき、一般職の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員を除く。</u>以下「職員」という。）に支給する特殊勤務手当（以下「手当」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）第10条の2第2項の規定に基づき、一般職の職員（以下「職員」という。）に支給する特殊勤務手当（以下「手当」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。